

白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白糠町内にある既存住宅の耐震改修工事及び減災対策工事を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震性の向上を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

2 白糠町補助金等交付要綱（平成13年白糠町要綱第19号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された、自己が所有する戸建ての専用住宅及び併用住宅（店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」による一般診断法で耐震診断員が行うもの
 - イ 上記のアに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断で耐震診断員が行うもの
- (3) 耐震診断員 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。この項において同じ）に所属している建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。この項において同じ）で、北海道の耐震診断若しくは耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録している者をいう。
- (4) 耐震設計 耐震診断員による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、上部構造評点が1.0以上にする設計をいう。
- (5) 耐震設計者 建築士の資格を有し、建築士事務所に所属している耐震設計を行う者をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事をし、改修後の上部構造評点が1.0以上となる工事で、施工業者が行うものをいう。
- (7) 減災対策工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた防災ベッド若しくは耐震シェルター又は施工業者が行う建物の部分補強等をいう。
- (8) 施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者をいう。
- (8) 耐震改修補助 木造住宅の耐震改修工事を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。
- (9) 減災対策補助 木造住宅の減災対策工事を行う当該住宅の所有者に交付する補助金をいう。

(補助対象住宅、補助対象者及び補助対象経費)

第3条 耐震改修補助の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表1のとおりとする。

2 減災対策補助の対象住宅、対象工事、対象者及び対象経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付額等)

第4条 耐震改修補助及び減災対策補助の額は一戸に対し、前条による補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の30万円（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。ただし、30万円に満たない対象経費の場合は相当額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 耐震改修補助を受けようとする者（以下「耐震改修補助申請者」という。）は、白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付申請書（別記様式1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 耐震改修補助申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの（固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等）の写し
- (3) 前号における権利者が複数の場合、白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書（別記様式第2号）
- (4) 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったもの）
- (5) 耐震設計者の建築士免許証の写し
- (6) 補強後の想定耐震診断報告書（耐震設計者が行ったもの）
- (7) 耐震改修工事見積書の写し（対象工事と他の工事を明確に区分したもの）
- (8) 耐震改修工事請負契約書の写し
- (9) 付近見取図、配置図、平面図等（改修内容が記載されたもの）
- (10) 対象住宅の外観写真（2面以上）
- (11) 耐震改修補助申請者の納税確認書
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 減災対策補助を受けようとする者（以下「減災対策補助申請者」という。）は、交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 減災対策補助申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (2) 建物の所有権及び建築年月日が証明できるもの（固定資産税納税通知書、建物登記事項証明書、登記済証、建築基準法による検査済証、固定資産課税台帳等）の写し
- (3) 前号における権利者が複数の場合、白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付同意書（別記様式第2号）
- (4) 減災対策工事施工計画書の写し
- (5) 減災対策工事見積書の写し

- (6) 減災対策工事契約書の写し
- (7) 付近見取図、配置図、平面図等（内容が記載されたもの）
- (8) 対象住宅の写真（2面以上）
- (9) 減災対策補助申請者の納税確認書
- (10) その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、前2項の交付申請書の提出があった後、必要に応じて当該職員による現地調査等を行うことができる。
- 4 耐震改修補助申請者及び減災対策補助申請者（以下「補助申請者」という。）は、前項の現地調査等に協力しなければならない。
- 5 第1項から第2項に定める申請は、別に定める日から当該年度の9月30日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日）までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

- 第6条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。
- ただし、提出された補助金等交付申込書等に申請者の原因による不備等がある場合は、この限りでない。
- 2 町長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができる。
 - 3 補助申請者は、前項の通知を受領した後、速やかに耐震改修工事及び減災対策工事（以下「耐震改修等」という。）に着手しなければならない。

（補助事業の計画変更及び中止）

- 第7条 前条第1項の交付決定の通知を受けた補助申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、白糠町既存住宅耐震改修等補助金変更申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。
- (1) 耐震改修等の費用の変更
 - (2) 耐震改修等の計画の変更
 - (3) 耐震改修等を中止したとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づく変更申請について内容を審査し、交付決定するときは白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により補助申請者に通知する。

（実績報告等）

- 第8条 耐震改修補助申請者は、耐震改修工事が完了したときは、実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。
- (1) 施工中及び完了後の状況写真
 - (2) 耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書等の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 減災対策補助申請者は、減災対策工事が完了したときは、実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 施工中及び完了後の状況写真

(2) 減災対策工事に要した費用の支払を証する領収書等の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

3 前2項の規定による書類の提出は、補助金の交付の決定の属する年度の3月15日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに行うものとする。

4 町長は、第1項から第2項の実績報告書の提出があった後、必要に応じて当該職員による現地調査等を行うことができる。

（補助金の確定通知等）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに耐震改修等の内容の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、白糠町補助金等交付規則第13条第2項に規定する白糠町既存住宅耐震改修等補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を受けることについて不正な行為があったとき。

(2) この要綱の規定による期日までに補助申請者から書類が提出されないとき。

(3) 期限内に当該補助対象事業が完了しないことが明らかとなったとき。

(4) その他補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、白糠町既存住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 補助金交付の決定を取り消した場合に生じた損害について、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の当該取消し部分について、返還を命じることができる。

2 町長は、補助金の返還を命じるときは、白糠町既存住宅耐震改修等補助金返還通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知に記載された金額を町長が指定する期限までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

耐震改修補助

区分	要件等	備考
対 象 住 宅	町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの (1)昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅であること。 (2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のもの)であること。 (3)地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。 (4)外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までのいずれかの水平距離が、建物の高さ以内であること。 (5)過去に本事業による耐震改修等補助を受けたことがないもの (6)耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1 . 0 未満と診断されたもの。 (7)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。	
対 象 工 事	耐震診断で上部構造評点が 1 . 0 未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が 1 . 0 以上となるように改修する工事	
対 象 者	一戸に対し次に掲げる全てに該当する者 (1)個人であること。 (2)対象住宅の居住者であること。 (3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあつては、その代表者)であること。 (4)町税等の滞納がないこと。 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。	
対 象 経 費	次に掲げる費用。ただし、住宅部分に限る。 (1)耐震改修工事に要する費用 (2)現状復旧等に伴う付帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち耐震改修工事に係る費用 ※国、北海道、白糠町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて耐震改修をした場合（予定を含む）は、その対象となった費用を除く。	対象住宅が区分所有の場合は、建築物全体の対象経費を区分所有面積により按分した額とする。

別表 2 (第 3 条項関係)

減災対策補助

区分	要件等	備考
対 象 住 宅	町内に存在する木造住宅であって、次に掲げる全てに該当するもの (1)昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅であること。 (2)戸建て住宅、長屋建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のもの)であること。 (3)地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。 (4)過去に本事業による耐震改修等補助を受けたことがないもの (5)建築基準法その他関係法令に、違反がないこと。	
対 象 工 事	昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅の 1 階を減災対策する工事	
対 象 者	一戸に対し次に掲げる全てに該当する者 (1)個人であること。 (2)対象住宅の居住者であること。 (3)対象住宅の所有者(複数いる場合にあっては、その代表者)であること。 (4)町税等の滞納がないこと。 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。	
対 象 経 費	次に掲げる費用。ただし、住宅部分に限る。 (1)減災対策工事に要する費用 (2)防災ベッド等の設置に要する費用 (3)現状復旧等に伴う付帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち減災対策工事に係る費用 ※国、北海道、白糠町その他公共団体等から資金として補助金、交付金等の交付を受けて耐震改修をした場合(予定を含む)は、その対象となった費用を除く。	